

保育の必要性 調整基準点数表

児童名

保護者の状況								
類型		細目		父	母	適用基準等		
就労	月20日以上	8時間以上を常態		22		自営業や在宅勤務の場合も含む		
		7時間以上8時間未満		20				
		6時間以上7時間未満		18				
		4時間から6時間未満		16				
	月16日以上	8時間以上を常態		18				
		6時間から8時間未満		16				
		4時間から6時間未満		14				
	月12日以上	8時間以上を常態		16				
		6時間から8時間未満		14				
		6時間未満(ただし、月合計64時間以上であること)		12				
	妊娠・出産	原則、出産(予定)月とその前後2か月の合計5か月間			20			
	求職活動				10			
疾病・障害	入院		22					
	居宅療養	寝たきり	22					
		その他	16					
	(身体障がい者)1・2級 (精神障がい者)1・2・3級 (療育)Bの1以上			22				
	(身体障がい者)3級 (療育)Bの2			16				
	(身体障がい者)4級以下			12				
介護・看護	介護・看護対象者が寝たきり 重度障がい者			18				
	それ以外			10				
	病院介助			18				
就学	月20日以上かつ	8時間以上を常態		18		自宅内就学の場合も含む		
	月16日以上かつ	6時間から8時間		12				
	月12日以上かつ	6時間未満(月合計64時間以上)		10				
災害				25		復旧期間に限る		
不在	離婚(離婚調停中含む)、死別、未婚、行方不明(警察等の証明が必要)等により不在のとき			30				
世帯の状況								
加点	虐待・DV等	児童相談所等の依頼による			50			
	生活保護受給世帯				3			
	認可外保育施設等利用中	認可外保育所や一時保育事業を就労・看護等の恒常的な理由によって月64時間以上利用している			4			
	きょうだい 在園	きょうだい が第1希望の保育施設に在園している			4			
	保育士	父母のいずれかが保育士で市内の認可保育施設で就労する(している)・転園は除く			15		待機児童解消が見込めるため	
	産休・育休復帰	支給認定申請書兼入園申込書内「育児休業からの復職」欄において、「入園後、直ちに復職希望(入園月の翌月1日まで)」を選択した場合			6			
	多子同時申込	3名以上			2		1人増えるごとに+1	
	障がい児	入園希望児が障がいをもっている			3		集団保育が可能であり、市が発達支援の必要性を認めた場合	
	閉園施設からの転園希望	転園希望先に閉園予定施設があるときは適用除外(自己都合でなく希望する場合は適用)			10		閉園予定年度の2年度前から適用	
	小規模保育施設卒園児				15		卒園から間断なく保育施設を利用する場合	
減点	家庭内保育可能環境	同居者に家庭保育可能な者(65歳以下で健康かつ無職の者)がいる場合			-3			
	就労内定	採用予定・内定			-1		実際に働き始めた後に再度就労証明書の提出が必要	
	保育料等滞納	正当な理由なく保育料または給食(副食)費を6カ月以上滞納した場合			-4		過去の滞納及び在園兄弟の滞納状況による	
	転園希望	送迎可能範囲での転園に適用(片道30分程度の範囲)			-2		きょうだい が第1希望の保育施設に在園しているときは適用除外	
	育休延長も許容可能	支給認定申請書兼入園申込書内「育児休業からの復職」欄において、「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合			-40		保留となることを保証するものではない	

その他、児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りではない。

【算定方法】

保護者それぞれの状況を算定し合算する。世帯の状況は、1世帯につき1回のみ計算する。

【複数世帯で同点となった場合の優先順位】

- 1 父母のいずれかが不在または単身赴任している世帯
- 2 子ども(18歳未満)の数が多い世帯
- 3 利用者負担額の階層区分が低い世帯。ただし、階層が同じ場合は税額の低い世帯

【市外在住者の調整について】

入園調整は、上記の点数に関係なく、君津市民を優先して行います。市外在住者については、君津市民の調整がすべて終了した後、空きのある施設があった場合のみ調整を行います。
なお、君津市への転入誓約がある方・君津市内の保育施設で就労する方は、いずれも君津市民と同等の扱いで調整します。